

二戸市社会体育施設 利用調整に係る団体登録について

1. 目的

体育施設の円滑な利用のため、利用調整を希望する団体について、団体登録制度を導入します。

利用調整とは・・・次月の利用を希望する場合、その前月19日までに予約の申込をしていただき、複数団体に公平な調整を行うこと。

これは利用調整に申し込むためのものであり、利用申請に必要な登録ではありません。登録を行わなくても施設の利用申請は行うことはできます。(利用調整終了後になります。)

2. 開始時期

令和7年4月利用分より開始します。

3. 登録期間

令和7年度に利用予定の団体は、利用年度の初回の提出の前に登録手続きをお願いします。

代表者、連絡担当者など、内容に変更がある場合は変更届の提出をお願いします。

4. 登録有効期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5. 対象施設、利用可能時間

- ・二戸市総合スポーツセンター・・・午前9時～午後10時まで
- ・二戸体育館・・・・・・・・・・午前9時～午後10時まで
- ・堀野近隣公園・・・・・・・・・・午前5時～午後9時まで
- ・横山グラウンド・・・・・・・・・・午前9時～日没まで
- ・屋内ゲートボール場・・・・・・・・午前9時～午後10時まで
- ・浄法寺体育館・・・・・・・・・・午前9時～午後10時まで
- ・浄法寺グラウンド・・・・・・・・・・午前9時～日没まで

6. 登録要件

- ・18歳以上の成人を代表者・連絡担当者とする事。
(いずれかが市内在住、市内在勤であること)
- ・原則5名以上で構成された団体であること。
- ・非営利のスポーツ活動を目的としていること。

7. 登録料

無料

8. 登録申込方法

利用団体登録申込用紙に必要事項を記入の上、総合スポーツセンター窓口に出すこと。(代表者または連絡担当者のみ登録手続きが可能です。身分証での本人確認をさせていただきます。忘れずにお持ちください。) 申込用紙は二戸市体育協会ホームページからダウンロードも可能です。

9. 問い合わせ先

一般社団法人二戸市体育協会

TEL23-7211

FAX23-5031